

南海トラフ地震臨時情報に関する市町の対応について

(危機政策課)

1 南海トラフ地震防災対策推進計画」の作成・変更状況

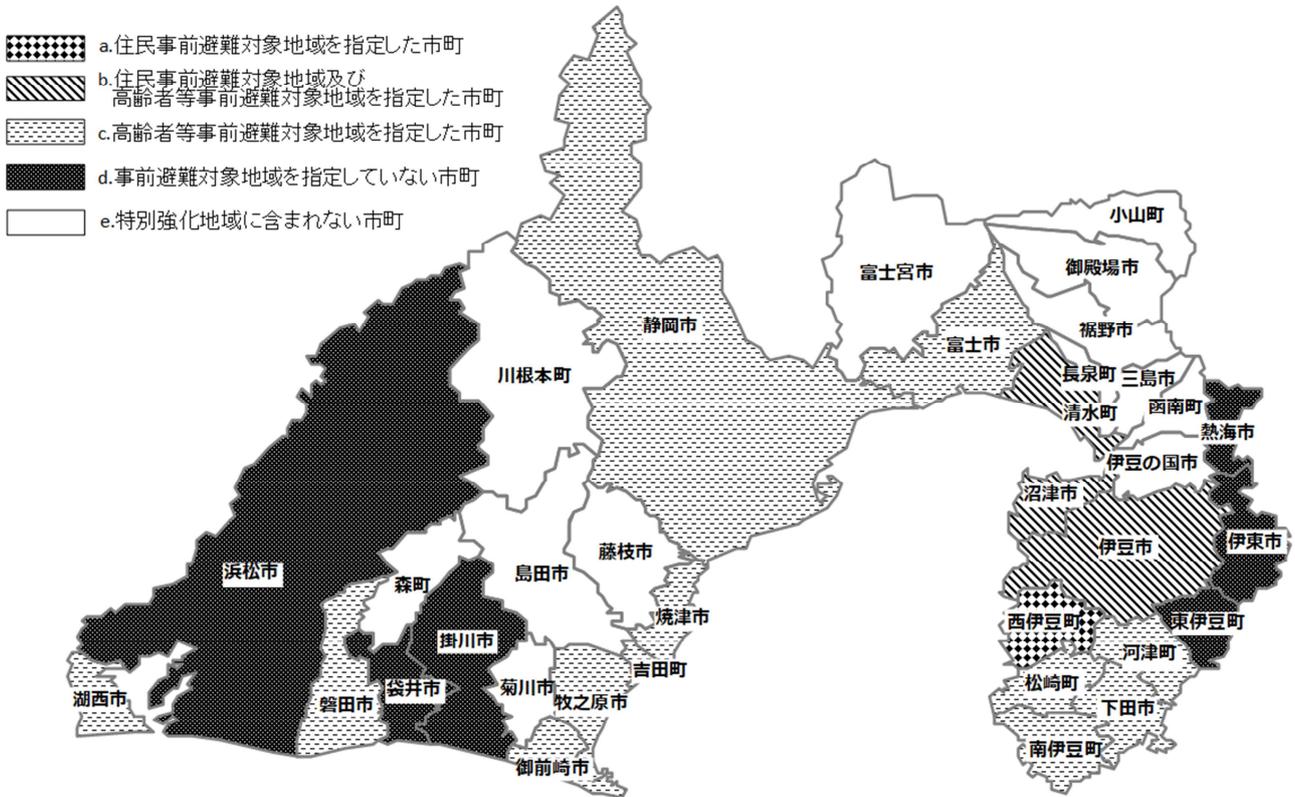
南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体においては、令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成・変更することとなっている。

令和4年4月1日現在での基本計画の変更を踏まえた作成・変更状況は、東伊豆町を除く県内34市町が完了済みである。

2 事前避難対象地域の設定状況

- ・市町は、後発地震が発生してから地域住民等が避難したのでは、津波の到達までに避難が間に合わない恐れがある場合、あらかじめ事前避難対象地域(※)を定めておく必要がある。
- ・県内の事前避難対象地域の設定状況は、以下のとおり。

a. 住民事前避難対象地域を設定	1 市町
b. 住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定	2 市町
c. 高齢者等事前避難対象地域を設定	12 市町
d. 事前避難対象地域を設定しない	6 市町
e. 内陸市町(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に含まれない)	14 市町



※事前避難対象地域の種類

住民事前避難対象地域	全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域
高齢者等事前避難対象地域	要配慮者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

(参考)

3 「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報 キーワードを付して発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

4 南海トラフ地震臨時情報発表の流れ

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるケース

南海トラフの想定震源域の西側（高知県沖など）でM8.0以上の大規模地震が発生した場合、大津波警報や津波警報が発令された後、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、沿岸部で避難していた住民のうち、事前避難が必要な住民に対しては、後発地震に備えて、引き続き1週間の事前避難を行うよう市町から呼びかけられる。

